

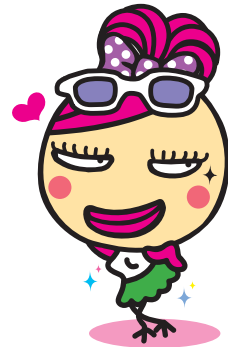
今度こそツルツルお肌になれるかも…。



あんなに英語が話せるようになるかも…。



これを使えば
ナイスバディになれるかも…。



プチ整形って
けっこういいかも…。



このエステ、
超安かも…。



カンタンに
やせられるかも…。



BOKU, KAMOKAMO...
OYUKI ISHII

これモ
おきか
みたいかも…。



手軽に脱毛
したいかも…。



今だけ無料なんて
お得かも…。



その **心のスキ** 狙われてますよ!!

キャッチセールスによるエステや英会話教室のトラブルが若者に多く見られます。
勧誘されてももらえないものは、キッパリと断りましょう!

「やせてきれいになる」「英会話が上達する」などの契約の目的が実現できるかどうか確実ではないが、長い期間、継続的に
行うサービスを特定継続的役務といい、下記の6つのサービスが該当します。

○エステティックサロン ○語学教室 ○家庭教師 ○パソコン教室 ○学習塾 ○結婚相手紹介

一定の要件を満たすこれらのサービスの提供について、事業者には大げさな広告をしてはいけない、契約時に書面を交付
しなければならない、などの義務が法律で定められています。

また、①クーリング・オフ ②中途解約 ができます。

①クーリング・オフ…契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除ができます。

②中途解約…クーリング・オフ期間を過ぎても中途解約ができます。サービスの提供を受けていないものについては返金を
求めることができます。

トラブルになった場合は、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155 受付時間(月~土) 9時~16時

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ16階

(※日・祝日・年末年始はお休みです)

土曜日も
相談
できます

このページは、東京都と東京都生活協同組合連合会の協働事業により掲載しています。